

## 明治初期肥前多久における炭礦経営の一考察(二)

秀村, 選三  
九州大学経済学部 | 九州大学石炭研究資料センター

<https://doi.org/10.15017/13712>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 12, pp.66-76, 1983-06-30. 九州大学石炭研究資料センター  
バージョン：  
権利関係：

明治初期肥前多久における炭礦経営の一考察(二)

秀村選三

三

さきに史料を引用したように明治四年七月副島五郎助によって小侍村之内高木川内村黒杭山の石炭採掘の願が出され、その後同年九月廿九日には黒杭の方を風抜として麻畠の方へ鉱口を開けることを願ひ出た。これが麻畠山の石炭坑であったと思われる。後に掲げる借区坑業明細表では、麻畠山石炭坑四千坪の開業年月は「明治四年未八月」とあって、右の九月廿九日出願の時点より少し早いがおおよそ此の頃の開業と理解してよいのではなからうか。「鑛山沿革調」には

小城郡小侍村字麻畠 肥前国佐賀郡新田村  
 石炭鑛借区四千坪 借区人 中 溝 治平太  
 外名

沿革

明治七年開業、同十三年五月副島五郎助ヨリ譲受、当明治十四年迄八ヶ年引続營業<sup>2)</sup> (以下略)

とあり、副島家は明治四年より十三年五月まで借区権をもち、他の史料によれば採掘、経営していたことが明らかである。右の「沿革調」で明治七年開業と書かれているのは、明治六年七月廿日「日本坑法」が布告せられ(九月一日施行)<sup>3)</sup>、九月廿二日には

人民ノ鑛業ハ曾テ民部・大蔵・工部三省ノ允許ヲ經シモノモ亦日本坑法ニ照準シ、本年十二月ヲ期シテ借区開坑ヲ申請スヘク、期ヲ過クレハ廢坑ト看做スヘキヲ府県ニ令ス<sup>4)</sup>

とあり、さらに

再ヒ延期シテ十二月廿五日ト為シ、十二月更ニ来年七月三十一日ニ延期ス<sup>5)</sup>  
 としており、そのために出願申請され、七年に改めて開業されたからであろう。月日を欠いていて案文と思われるが、すでに明治六年に次の如き借区開坑願が出されている。

借区開坑願

私儀

明治四年未八月旧佐賀藩之免許を請、肥前国小城郡之内字小侍村黒杭山統麻畑山石炭坑開業仕居ひ処、今般坑法御改正御布達ニ付ハ、先以差控、更ニ御許可を請行業可仕筈ニ付得共、夫迄堀夫等数人空敷罷在ひ而ハ失費不少、難渋仕ひニ付、引続相稼度ひ間、此旨御聞被置、別紙図面之場所借区開坑統業被差許度、此段奉願ひ、以上  
 明治六年

佐賀県貫籍肥前国小城郡多久町村士

副島 五郎助  
 副戸長 永田 十郎介  
 小代 靖

佐賀県権令 岩村通俊 殿

なお、これに付せられた「別紙図面」も左に掲出しておこう。  
この開坑願<sup>7)</sup>が免許されたのは明治七年十一月と思われる。後掲の借  
区坑業明細表で分るように、明治四年末八月とするもの（日本坑法以



前の出願)一通以外は、明治七年十一月となっている。  
さらに明治七年十一月から十二月までの麻島山の状況は次の通りで  
あった。

炭坑試掘坑業明細書

佐賀県管下肥前国小城郡高木川内村

一字麻島山 佐賀県管下肥前国小城郡多久町村士族

副島 五郎介

- 一 坑業日数 四十五日
- 一 工 数 三百七拾九工
- 一 出炭高 三拾九万三千斤

明治七年戌十一月ヨリ十二月迄<sup>8)</sup>

稼業日数は二ヶ月に四十五日で、稼業一日平均労働者数は約八・五人、出炭高約八、七三〇斤にすぎない。「鉱山沿革調」では明治十四五年の時点で「明治七年発見ノ際ハ、出炭ノ額凡一ヶ月廿五万斤掘採シ、即今ニ至ルマテ増減ナシ<sup>9)</sup>」としている。それほどの変動はなかったようである。

もっとも明治八年には当地方で坑主として著名な吉岡久泰・堤謙吉が麻畑の借区に重ねて借区開坑願を出して競合関係に立ち、副嶋家では次の如き検査願を提出している。

炭坑御検査願

私儀佐賀県肥前国小城郡小待村字麻畑ニ於テ石炭業罷在候処、今般吉岡久泰・堤謙吉ヨリ借区開坑願出相成候趣致承知、右ハ私借区四千坪之内ニテ御座候、就テハ是迄古戸仕繰等ニテ莫大ノ金員ヲ費シ、漸ク目的之更地掘仕組罷在候処、今般右御充許相成候通ニテハ実以進退切迫之参掛ニ御座候、依之当時御繁務之御半奉恐入儀ニ御候得共、今又実地御検査被成下度、別紙図面相添此段奉願候也

明治八年十一月十日

第四大区四小区多久町村

副 嶋 五郎助 ㊦

佐賀県令

北 島 秀 朝 殿

この結末については史料が無いが、明治十三年五月中溝治平太らに譲渡するまで副島家が借区していたところを見れば、借区権は守られたのであろう。またこれを直接関連するの否か不明であるが、同じころに次の如き願を出している。

石炭風抜坑仕繰ニ付願

私儀黒杭山坑ヲ風抜ニ致、麻畑山石炭山仕与罷在候処、右風抜之坑内大損、風廻リ悪舗相成甚難渋仕候ニ付、風廻リ弁利宜様今又更地掘仕与仕度、依之別紙函面之場所借区被差許度、此度奉願候也

明治八年十一月十八日

佐賀県肥前国小城郡多久村

副 嶋 五郎助

北 島 秀 朝 殿

もつとも此の文書は全面的に推敲されて数度書き改められているため煩雑になり判読にも苦しむので、一応ここには最初の文を掲げた。

いずれも文意はほとんど変わらず、むしろ最初の文が最も卒直な意志が出ていると思う。但し、訂正の中には「別紙函面之場所ニ於テ五千坪借区開坑被差免度」とも見えている。しかし実際には明治九年五月には四千坪が借区開坑された。「鉱山沿革調」には、前掲の麻島石炭礦借区四千坪に引き続いて次の如く録されている。

小城郡小侍村字麻島

肥前国小城郡多久村

石炭礦借区四千坪

借区人 副 嶋 五郎助

沿革

明治九年五月開業

販路

礦未発見 当時仕繰中<sup>12)</sup>

右に見える如く、なお仕繰中であつたが、ともかく明治九年五月から麻島山坑は二筆あわせて八千坪となつたわけである。

明治八年以降の状況については、断片的ではあるが、数葉の借区坑業明細表<sup>13)</sup>が残されている。もつともどの程度実態を物語るか不明で、この数字を操作して何かを語ることは危険なように思われる。明治八、九、十(二通)、十一年の各前半期であるが、かりに(1)・(2)・(3)・(4)・(5)として順次掲出するにとどめる。(1)のみは明治四年の開業としているが、(2)は各四千坪の二筆を合わせ、開業は日本坑法発布後免許された明治七年十二月となし、(3)は各四千坪に分け開業年月を明治七年、九年に分けている。余白に「明治十年前半ケ年之明細表地書、丑七月三十一日出ス、此之通差出り処、被差返りニ付、認直シ二紙ニ差出、寅一月十五日」と書かれ、(4)の余白には「明治十一年寅一月十五日認直シ出ス、最前ハ増加願坪数其外一紙ニ差出置り処、二紙ニ書分ケ差出仕様被相違ひニ付、此通差出」とあり、はじめ二筆分こみに計上提出したが、各一筆四千坪ごとの借区明細表に訂正するように命ぜられたらしい。

したがって工数・入費・坑区税は明治九年開業、仕繰中の分を除いて訂正した数字を右傍に書いている(ここではカッコ内に入れた)。此の点は(4)と照合すれば(3)の( )内の数字は明治七年開業の分、(4)の数字は明治九年開業の分、両者あわせて(3)になることが分る。越高・残高はたんなる訂正であらう。(5)は明治九年開業、仕繰中のものだが、四月・六月に多少掘り出されたことが分る。

以上は麻畑山についてであるが、副島家ではこのほかに石炭坑を開発しつゝあつた。

表 細 明 業 坑 區 借 (3)										表 細 明 業 坑 區 借 (2)										表 細 明 業 坑 區 借 (1)																				
坑物	入工	行業	代賣	掘出	越出	号年	名坑	県府	坪数	郡國	開業	字	借區	人	合	坪数	郡國	開業	字	借區	人	合	坪数	郡國	開業	字	借區	人	合	坪数	郡國	開業	字	借區	人	合				
																																					坑物	入工	行業	代賣
坑物	入工	行業	代賣	掘出	越出	明治十年	石炭坑	長崎縣	四	肥前國小城郡	村	高木川内村	麻島山	士族	合	八	肥前國小城郡	村	高木川内村	麻島山	士族	合	一	佐賀縣	小侍村	麻島山	士族	合	一	佐賀縣	小侍村	麻島山	士族	合	一	佐賀縣	小侍村	麻島山	士族	合
税	税	費	數	高	高	一月ヨリ三月迄三ヶ月精算	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

表 細 明 業 坑 區 借 (5)										表 細 明 業 坑 區 借 (4)																													
坑物	入工	行業	代賣	掘出	越出	号年	名坑	縣	坪数	郡國	開業	字	借區	人	合	坪数	郡國	開業	字	借區	人	合	坪数	郡國	開業	字	借區	人	合	坪数	郡國	開業	字	借區	人	合			
																																					坑物	入工	行業
坑物	入工	行業	代賣	掘出	越出	明治十二年	石炭坑	長崎縣	四	肥前國小城郡	村	高木川内村	麻島山	士族	合	一	佐賀縣	小侍村	麻島山	士族	合	一	佐賀縣	小侍村	麻島山	士族	合	一	佐賀縣	小侍村	麻島山	士族	合	一	佐賀縣	小侍村	麻島山	士族	合
税	税	費	數	高	高	一月ヨリ三月迄三ヶ月精算	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七

\* 以上の表は原史料の空白の箇所はそのまま空白とした。

借区開坑坑願

私儀佐賀県肥前国小城郡小侍村字ゆるぎしる大久保ニおひて石炭発見致しニ付、別紙図面之場所ニおひて借区開坑被差免度、此段奉願候、以上

佐賀県小城郡多久町村士

明治八年十一月十八日

北島 秀朝 殿  
副 島 五郎右門 (工脱)  
14)

とあり、別紙図面<sup>15)</sup>にはゆるぎし山と大久保山の間、「入立十間、横百五十間、此坪七千五百坪」と見えている。また「鉱山沿革調」には小侍村高木川内に明治八年十一月発見、石炭借区五千式百坪が借区人副島哲次の名で見えており<sup>16)</sup>、同一のものかと思われるが、明らかではない。さらに多久村字山仁田には明治十一年六月発業の石炭借区三千二百坪、借区人副島哲次とも見える。<sup>17)</sup> いずれもきわめて零細な炭坑であるが、各地に触手を伸ばして良坑を求めていたのであろう。それは此の時期の特徴とも云えよう。

註

(1) 年月不明であるが次の文書がある(副島家文書M96)

出炭積届

小城郡小侍村分高木河内村黒杭山礦口出炭定額壹ヶ年分凡百式拾万斤

右之通御座ひ、以上

副 島 五郎介

(2) 秀村他校訂『明治前期肥前石炭礦業史料集』三〇頁。

(3) 工部省沿革報告(『明治前期財政経済史料集成』第十七卷所収) 五四頁。

(4) 全右、五九頁。

(5) 全右、六〇頁。

(6) 副島家文書M59(印はいずれも書写せるものである)。

當時は同様な借区開坑願が出された。

借区開坑願

私儀

(貼紙下、高木川内)

明治四年未七月旧佐賀藩之免許ヲ請、肥前国小城郡「小侍」村之内字仁田尾ニ於テ石炭坑開業仕居候処、今般坑法御改正御布達ニ付テハ先以差扣、更ニ御許可ヲ請行業仕筈ニ候得共、夫迄堀夫等数人空敷罷在候テハ失費不少、難渋仕候ニ付、引続相稔度候間、此旨御聞被置、別紙図面之場所借区開坑統業被差許度、此段奉願候、以上

佐賀郡貴籍肥前国小城郡小侍村農

田 淵 孫右工門 ㊦

明治六年十月

佐賀県貴籍肥前国小城郡小侍村農

山口 番右工門 ㊦

村長 北 島 助太夫

〔副長永田十郎助、戸長小代清  
は白紙貼付して抹消〕

(副島家文書M60)

(7) このころ副島家よりこれまで無上納米の柴山について上納を願っているのは、直接理由を書いてはいないが、この開坑願と関係があるのではないだろうか。

口達

私儀未秋黒杭山より麻畑迄之坪、石炭有之の場所ニ而掘方相調度奉願ト処、願之通被差免難有奉存ト、然処椎葉山之坪、柴山式反五畝有之、地米六斗式合五勺是迄無上納米ニ而罷在トニ付、右米丈当暮の相納度奉願ト、此段御達申上ト条、御筋ノ宜敷被仰啓可被下義御頼申上ト、以上

西七月廿七日

副 島 五郎介

本房強介 殿

(副島家文書M95)

- (8) 副島家文書 M 68
- (9) 前掲『明治前期肥前石炭礦業史料集』三〇頁。
- (10) 副島家文書 M 54
- (11) 全右、M 105
- (12) 『明治前期肥前石炭礦業史料集』三〇頁。
- (13) 副島家文書、M 67・M 69・M 70
- (14) 全右 M 100
- (15) 全右 M 102
- (16) 『明治前期肥前石炭礦業史料集』三九頁。
- (17) 全右、四九頁。

四

明治前期多久地方に発生した零細小炭坑は採掘した石炭を駄載と大八車で多久川の山崎土場まで下し、そこから川船に積んで古賀津・迦シまで下し、ここで上荷船に積みかえて多久川↓牛津川↓六角川と下り、各地に運んだという。六角川口の住之江が発展したのもそのためであった(後にはここで本船に積みかえたという)。もともと山崎土場ではなく、直接古賀津・迦シまで車下しの炭坑もあったようである。年月は不明であるが、このころ黒杭山を含む諸炭坑で土場、上荷船、川船、大八車、車欠、船欠等に関する申合せをしているので次に引用する。

- 一 下土場着船之節、直ニ通帳差出ひ上、検印引合受取ひ事
- 一 自然土場違受取ひ向ハ土場積相除ひ事
- 一 上荷船斤数積高相検ひ事
- 一 附り、欠相立ひ上■ハ船頭〆百斤ニ付、銀拾三匁ツ、相償ひ事
- 一 川船其掛り山々之名印相居ひ事
- 一 大八車六百斤以下之事
- 一 但シ五部入ニ

附り毎日一度ツ、相検申ひ斤数平均

一 山々土場表売人ツ、差出請渡相調ひ事

一 大八車安ニ中出し致ひ義一切無用、自然致しひ半而不相叶節ハ、

山元へ其段申達、其末侍<sup>(儀)</sup>ニても無残様土場表持運ひ義勿論ニ事

一 車欠八百斤ニ付銀五匁

一 船欠八百斤ニ付同七匁

其人〆る相償ひ事

一 村方角力、狂言、山請元ハ勿論棟梁、掘子、且又車小頭、権小二至  
まて花一切無用ニ事

自然味吟之上、相違ひ者ハ石炭壹万斤科代之事

一 角力、狂言間、春秋何日欽山、惣務と興行致し、掘子并ニ車方、  
船方令見物ひ事

四下山

鶉山

岩川

黒杭

仁田尾

蜂の衆<sup>(巢)</sup>

界<sup>(花)</sup>

北久保

柚木原

四下平<sup>1)</sup>

土場での検印、土場違への制裁を定め、ことに積載斤量の不正行為が多かったらしく、その罰則が注目される。また村方の角力、狂言に対する花(祝儀)を禁じ、角力、狂言は春秋に何日か山々全体として興行することを申し合せているのが興味深い。

ところで副島家の麻畑山炭坑は古賀津・迦シ土場まで直接に車下シして貯炭し、上荷船に積載したと思われる。「鉱山沿革調」では麻畑・高木川内の項に「坑口ヨリ迦シ土場迄下シ賃銭百斤ニ付八錢五厘、土場ヨリ本船迄百斤ニ付金式錢<sup>2)</sup>」と見え、絵図面には麻畑、高木川内のあたりに車道が引かれているものがある<sup>3)</sup>。また麻畑は「明治七年発見ノ際ヨリ小城郡別府村問屋ニ依頼シ、同所ニ於テ販売<sup>4)</sup>」と書かれている。別府村古賀津の間屋と思われる。年代は不明であるが、明治前期と思われる次の書簡は古賀津において洪水に冠水した石炭の積み出しを述べており、冬野・綾両人は前引史料に見える如く山から土場表へ差し出し請渡を検査する者であろうか。或は問屋側の者であるかも知れない。副島哲吾は当主五郎助（書簡では五郎と書かれていることが多い）の子で販売面で活躍していたようである。

（包紙）

從古賀村

「板屋町ニ而

副嶋哲吾 様

綾 又十郎

冬野善右衛門」

至急

前文略御高免被下度、然も貴兄ノ麻畑山石炭定約口ニ今日積方いたしし処、頃日之洪水ニ而泥冠リニ付、甚夕荷約ニ難渋仕間、仲仕も泥中へ拾出シ右積方仕し処、埒付被申ひ、就而ハ明日は謝と御出被下御在合可然、いつれ乍推参何人か爰元へ日役手当ニ而少々成共泥おとしし半而も何分相不才と奉存ひ間、宜敷御勘考被成下度、此段為御懸合、早卒如斯ニ御座ひ、以上

第六月十六日

冬野 善右衛門

綾 又十郎

副島哲吾 様

二白申上ひ、本文之通爰元ニ而日役人御雇度ひ間、貴君様御見聞ニ至急御出浮可然奉希上ひ、以上<sup>5)</sup>

ところで副島家では石炭の売却を古賀津の間屋に委せてしもうのでなく、副島哲吾が長崎に行き、同地で問屋と接衝して売却していたようである。年代は不明であるが、長崎との往復書簡が数通に残されており、それによって幾分かを推察できると思う。もっとも書簡には月日の日付はあっても、年代が不明のため紹介の順序が前後しているかも知れない。また周辺の事情に不明なことが多いが、後日のために覚書として記録しておくことにする。

(1)は哲吾が長崎より五郎助へ宛てたもので、石炭買積船が少なく売船多く一向売払が出来ず困っている旨を報じ、豊島屋・中屋に石炭を売渡し、また末村屋との黒杭山石炭六〇万斤約定の掛金を得たことなどを知らせているが、後に引用する書簡が徳永徳太郎ときわめて密接な取引関係を推察させるのに対して、幾口もの石炭問屋（仲買）に売渡しており、また前述の如く黒杭山の採掘が麻畑山より早いので、恐らく副島家としても初期のものではないかと思われる。

このほか榎木場山石炭について末村屋との定約を結ぶ所存と述べている。この点は当時副島家が榎木場山と如何なる関係にあったか不明なので何とも云えないが、或は榎木場山も経営していたのであろうか。文中にある木下平兵衛は別府村の大庄屋で酒造業を営んでいた。また富五郎は哲吾の弟になる。

(1)（追而書）

「尚以御当地風舌中屋へ掛り合イ共ニ而ハ出来間敷哉と申事、富五郎も承りひ得共、全於私も左様之事無御座と相考申ひ条、御安心可被下ひ」

初冬之砌御座ひ処、御家内様御多福可被成御起居珍重奉拝賀ひ、次ニ下拙無事罷在ひ条、左様御安意可被下候、然者近比当地石炭買積

船手少く売船多二而、一向売払出来不申、甚困入申、尤先送り豊島屋届之内、漸く五万斤丈売渡、中屋届之内、拾三万斤売払、昨日積方仕、併共、未積仕舞出来兼、得、金調之義不任所存、甚当感仕罷在、併明日、明後日迄ハ金四百兩位ハ堅く手ニ入申、答ニ付、直様富五郎、持參為仕度存ニ付、為致滞留置、且又末村屋黒杭山石炭六拾万斤御当地ニ而御約定之掛金古賀宿五郎介持帰り居、ニ付、栄治と御申談御請取可被下、扱又御当地是非御急用金も御座、半考申、木下平兵衛頃日ハ式、三百兩之余金有之共ニ而有之間敷哉と相考申、此人江御相談相成可然奉存、此段草々如斯御座、以上

元十二月十日

長崎萬屋町泉屋内

副島 哲 吾

副島五郎 様

二白、都合次第ニ、檜木場山石炭末村屋口江定約可致所存、御座、ニ付、今日右宅へ罷出相談いたし見、約定出来、御当地約定之通式、入金則受取指送可申所存、脇方ニハ近此石炭下落ニ而定約致兼、大黒屋口杯も壹斤も売渡出来不申、今日、岡場いたし、

次の(2)も哲吾が長崎より差し出した書簡で、石炭の炭価が下落して困っている旨を報じ、長逗留になっているが「中惣取引」が済まないため帰れず当惑している。しかしいずれ相揃き帰ること、また手本炭を出しているので直取引が出来ると考えていることなどを述べている。とくに手本炭二万斤を志久津より積廻しの旨を聞いたが、それは西浜町徳永徳太郎届の送状になっているかを確かめている。これは後に紹介する書簡でも徳永徳太郎との密接な関係を考えれば重要であろう。六角川の志久津の方から手本炭を送ったことについては、背景に如何

なる事実があるのか、副島家が杵島郡の方でも石炭の販売か採掘に多少ともかかわっていたのではないかと推察されるが、不明である。

(2) (追而書)

「但シ明冬四下平山石炭積船私名前ニ而鑑札願

一 住栄丸和平船御当地相廻答ニ付、右、仕、得ハ、船之焼印有之、御受取置被下、住吉丸幾四郎船着之上、此船へ右焼印御渡可被下、

一 大黒屋安左衛門当三月五日当地江金子入用之由ニ而金受取江当月五日当地被罷出、同宿罷在、

一 川副弥介義、昨六日当地被罷出、木勝宅へ泊宿被罷在、右人、承、得ハ手本炭二万積壹艘志久津、御積廻ニ相成由ニ而、得、西濱町徳永徳太郎届と、送状御認メ被下、御尋申上、

自然脇方届ニも二而、得ハ、樫島まで出浮、送状認直し度奉存、ニ付、為念御伺申上、

任幸便一筆奉拜呈候、然者春和相催、御家内様懇可被成御起居珍重奉賀、次ニ下拙も無事罷在、乍恐左様御安意可被下、

扱、扱余り滞留ニ付、一先帰宅仕度奉存、併共、中惣取引、今相、不申、何分共其義不任力、甚当感罷在、何レ右相揃

宅可仕所存ニ御座候、且又頃日石炭之義、到而下落ニ相成、得ハ、売買ホ一向無御座、甚人、困入由、併シ私石炭も今日手本差出置、得ハ、明日ハ定而直与出来、と相考申、勿論少々下直ニ御座、とも売払所存ニ御座、此段早々不備

三月七日

副島 哲 吾

副島五郎 (郎カ) 様

石炭問屋徳永との関係の深さは次の書簡(3)になると更に明らかである。差出人の名は書かれていないが、明らかに哲吾である。徳永と定約を結ぶために手本炭を急ぎ積み廻すことを依頼したが、それが如何に取りはからわれたかを尋ね、約定は確實で案ずることはない旨を述べている。長崎に出てきたはじめは取引上の失敗もあったが、今は入念に取りきめていること、上石炭を送ってくれば直段を取りきめ、月々の定約を結べば利益になると云っている。長崎・多久間には石炭積船が往復して、それらの船との契約で石炭を運んだのであろう。住吉丸の名が見え、なるだけ「自分炭」を積登すように依頼している。また、この船には運賃の貸越があると述べている。このほかにも石炭積の船が運航していたことは八坂丸の名が見え、なお他にもあった筈である。手本炭到着の上、徳永と同道で蒸気船役所へ取引に行き直段を定め約定を結ぶ旨述べており、石炭販売が問屋の関与・指示のもとにあったことを知るのである。

(3) 副島 様

一 徳永定約石炭手本急々御積廻しヒ下様御相談申上置処、如何御取計ヒ下り哉、否、御知らせ可ヒ下候、此節約定之義ハ少も御案事被下間敷、私ニおひても当地初而罷出惣吉杯ニ引懸候末ニ而ハハ、猶々念入取究ハ、委細ハ富五郎・勝太杯も右宅へ被罷出ハ得ハよく／＼存被居ハ

先達而僕ニも申合置且又

一 右定約船上下日割〇先以一艘丈ケ相定ハ付、為御安心差送ハ

事

一 先達而武藤婦宅之砌、圓札ニ而金子式百圓差送申ハ条、定而御落手可被下と奉推察ハ

一 市丸勝太杯松板商法存立ニ相立ニ相成由ニハハ最早取懸ニ相成居ハ哉、左ハ得ハ急々積廻ニ相成可然奉存ハ、只今右品百坪ニ

付代金凡七十兩位ニ御座ハ由、泰庄<sup>タイショウ</sup>郷唐人皆さんい罷出被申ハ事

一 住吉丸幾四郎船拾六万斤積追々御当地相廻ハニ付、着船之上金子廿兩御渡可被下候、此金無據<sup>得</sup>誤合有之、別船ヲ借用いたし相渡置ハニ付、返済不致ハ半而不相叶ニ付、右廿金丈前を以御目見置可被下ハ、荷物之義ハ成丈自分炭御積セ可被下ハ、此船運賃金少

々かし越御座ハ

一 別府両家、八龍両家へ土産之義、先達而菓子ビン入ニ〇四本差送置申ハ得ハ、右品ニ而宜敷御座ハ哉、余り軽少ともニ御座ハ半ハ何品欵跡ヲ差送申ハニ付、否御知らせ可被下ハ

一 徳永定約蒸気飛脚船別紙日割之通当月十二日当港へ着船仕筈ハ得ハ、廻合之積船無之、甚不都合ニ御座ハ間、何レニ欵御仕法被成下、上石炭御指送被下ハ半ハ、直段被是急度取定メ月々定約いたしハ得ハ、後々之商法利益ニ相成ハと相考申ハ、某急度婦宅仕御拜願御申申上度存ハ得共、中惣引合御座ハ得ハ何分不任力、甚残念ニ奉存上ハ、御推察可被下ハ

一 茶商法諸方へ相尋ハ得ハ弁利宜敷様申聞ハニ付、直段之義相尋申上度ハ得共、右品余之品とハ致相違、其品ニ応し高下有之よしニハ、何分難申上ハ、製法ハ嬉野製ニ限ルと申事ニハ

一 徳永定約筋へ八坂丸売込炭代金三十兩先達而書状を以申上ハ処、其跡ニ而段々相尋ハ得ハ実ハ廿五兩ト被申ハニ付、如何訳ニ而三十兩ト申ハ哉と取合ハ得ハ、急度たわむれニ而御座由被申ハニ付、今以右之御約合可申上ハ、一鉢右様之略略敷事申上ハ而ハ、只様御案事も被思召ハと奉推察ハ得共、手本炭ホ相廻リハ上ニ而右之直段間違ハ御座ハ而ハ甚御申訳無御座ハニ付、前以御しらせ申上置ハ、尤私炭直段之義ハ手本炭相廻リハ上、徳永同道ニ而蒸気船

役所へ罷出、直段相定可申約定ニ御座下事<sup>8)</sup>

(4)は徳永徳太郎より副島哲吾へ宛てた書簡である。「佐賀県騒動」の文書があるので明治七年佐賀の乱直後のことであろう。

(4) 任幸便一筆啓上仕候、春暖之砌ニ御座下処、其御地御一統様益御壯健被遊御座珍重奉賀候、次ニ当方無意罷在下間、乍憚思召可被下下、然も先年御越之後、誠ニ申訳も無之御不音仕、平ニ御用捨可被下下

一 先達而佐賀県騒動之節、嗚々御心支と奉察候、長崎ニ而も大騒キニ而大困仕候

一 当所ノ石炭之義も昨冬々大不人氣御座下得共、昨今ニ而々追々人氣よろしく、式拾五、六円之売込ニ而御座下間、御定約余ニ出方多分ニも御座下ハ、御送り可被下下、且亦何品ニよらず御用之品御座下ハ、御申越可被下下、先ハ此段御見舞旁申上度如斯御座下、早々頓首

四月八日出

徳 永 徳太郎<sup>9)</sup>

副島哲吾 様

石炭が明治六年冬からは需要がなかったが、最近では需要も高まっているので定約外にも送ってくれるように頼んでいる。

このほかにもなお数通の書簡があるが、次号に譲ることとする。

註

(1) 副島家文書 M 73

(2) 『明治前期肥前石炭礦業史料集』三〇・三九頁。

(3) 副島家文書 M 160

(4) 全右、三〇頁。なお高木川内については「明治八年発見ノ際ヨリ小城郡納所村問屋へ依頼シ同所ニ於テ販売」とあり(三九頁)山仁田については「明治十一年発業後出炭当県長崎へ販売仕候」とある

(四九頁)。

(5) 副島家文書 M 146

(6) 全同 M 151

(7) 全同 M 138

(8) 全同 M 139

(9) 全同 M 145